

福祉サービス第三者評価結果（総括表）

① 第三者評価機関名

一般社団法人 いばらき社会福祉サポート

② 施設・事業所情報

名称：岩瀬認定こども園	種別：保育所型認定こども園
代表者氏名：飯島恵子	定員（利用人数）：125名
所在地：茨城県桜川市西桜川二丁目29番地	
TEL：0296-75-2074	ホームページ：sakuragawa-syakyo.com
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 平成31年4月1日	
経営法人・設置法人（法人名等）：社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会	
職員数	常勤職員：23名
専門職員	保育士 21名
	幼稚園教諭 1名
	看護師 1名
施設・設備の概要	居室・設備等 定員・面積等
	園舎面積 1,334.20 m ²
	屋外遊戯場面積 1,700.00 m ²

③ 理念・基本方針

理念	・園に関わる全ての人が共に交流し合い生きる喜びを育む ・自然との触れ合いを通して心身ともに健やかな子どもを育てる ・子育て環境や地域ニーズを理解し必要な子育て支援に貢献する
基本方針	・インクルーシブ保育を実現する ・子どもも大人もみんなで交流し一人ひとりが生きる喜びを実感できる ・ワクワクへのチャレンジを応援し豊富な体験と学びと自己肯定感を促す ・五感を使った活動を積極的に取り入れ心と身体の成長を促す ・保護者と子どもに寄り添い支援を行う ・発達障害の理解と支援に積極的に取り組む ・職員の資質向上のための環境を整える

③ 施設・事業所の特徴的な取組

子どもの健全な成長と発達の促進
地域社会への貢献と連携強化
スタッフの専門性向上と魅力的な職場環境の構築

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月29日（契約日）～ 令和8年1月6日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回

⑥総評

◇特に評価の高い点

・園は桜川市社会福祉協議会の公私連携型の認定こども園として運営されており、同市内には同じ運営法人の認定こども園が姉妹園としてあり、11月に開所予定の児童発達支援事業所は連携して運営していくこともあり姉妹園とは職員の人的交流を含め情報交換を行っています。

・「気になる子」、途中入園、外国籍の子も積極的に受け入れる中、子どもの主体性を育てるインクルーシブ保育の取り組みも始まっています。「気になる子」等に対しては公認心理士の定期的な訪問で、保護者、職員に対する相談支援の体制が取られています。

・保護者の負担軽減につながるとして主食持参から主食の提供、布団の持ち運び軽減からコットの導入、お箸セット持参から園の物を使用、オムツのサブスク導入など取り入れ、またICT導入により登降園管理、保護者との連絡ツールのデジタル化等に取り組んでいます。またハンドマッサージを行いながら話いや相談ごとを聞くなど、リラックスした時間を持つよう工夫しています。

・厨房前に三色食品群の掲示をしたり、子どもたちとカレーの野菜を切るなど食育に取り組んでいます。野菜を多く食べられるよう汁物に入れるなどの工夫をしています。

◇改善を求められる点

・園の理念・基本方針に則した「期待する職員像」を明確にすることは、保育士がどんな姿を目指せば良いのか共通理解につながります。その上で職員一人ひとりが設定した目標について年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行うなど目標管理の仕組み作りを期待します。

・園の保育の質の向上に向けた課題の一つとして、子どもの多様性への対応が挙げられています、多様性への対応の前提となる保育場面ごとの標準的な実施方法を作成することは、職員の違い等による保育水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの多様性に着目した対応を行うことが必要と考えられます。

・現在、桜川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の中で園の事業計画・事業報告は提示されていますが、事業毎の詳細を把握することができないので、事業概要、提供サービス、運営体制、行事計画等、園の活動内容が全体的に見える化できる園独自の事業計画書、事業報告書の作成を期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、貴重な第三者評価をいただき誠にありがとうございました。具体的な評価内容に基づき、園の現状を振り返る良い機会となりました。改善のご指摘を真摯に受け止め、見直しを進めてまいります。また、今後も子どもたちが安全

で楽しい環境で過ごせるよう、保育の質の向上を目指して取り組み、保護者と地域連携をより強化し、より信頼される園運営を目指してまいります。

⑧評価細目の第三者評価結果（別紙）

評価細目の第三者評価結果（個票）

※評価細目について、判断基準に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
評価細目	評価結果	コメント
I-1-(1) ① 法人や施設（事業所）の理念が明文化されている。	a b c	

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
評価細目	評価結果	コメント
I-2-(1) ① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a b c	
I-2-(1) ② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a b c	

～以下、評価基準に沿って評価細目毎に公表